

別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会（第1回） 会議録

1 日 時 平成26年6月30日（月）15時35分～16時23分

2 場 所 別府市役所4階 4F-3会議室

3 出席者

(1) 委 員 阿南委員、石原委員、大久保委員、河野委員、河村委員、田中委員、瀧口委員、古川委員、松永委員、湊委員、矢野委員
(11名)

(2) 事務局 岩尾障害福祉課長、水口課長補佐兼支援係長、猪原主査

4 議 題

- (1) 委員あいさつ
- (2) 委員長及び副委員長の互選
- (3) 委員会の運営
- (4) その他

5 配布資料

資料1 会議座席表

資料2 別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会委員名簿

資料3 別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会の概要

資料4 別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会設置要綱

資料5 委員会の運営（案）

資料6 委員会の今後のスケジュール（案）

資料7 逐条「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」
解説書【第23条関係部分】

6 議事概要

(1) 委員長及び副委員長

別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会設置要綱（平成26年別府市告示第142号。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定により、松永委員が委員長、田中委員が副委員長となった。

(2) 会議録の調製

委員長は、委員会の会議を開催したときは、会議録を調製し、開会の日

時及び場所、出席委員の氏名、議事の概要その他必要と認める事項を記載しなければならないこととされた。なお、各委員の発言については、発言者の氏名までは記載せず、発言の趣旨を議事の概要とすることとされた。

(3) 会議の公開

委員会の会議は、原則公開とすることとされた。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができることとされた。

また、別府市公式ホームページ上においても、会議の配布資料及び会議録を公開することとされた。

(4) 委員会の今後のスケジュール

委員会の会議は、平成26年8月以降、2か月に1回程度、別府市役所の会議室で開催することとされた。

目標としては、次のスケジュールで進めていくことが確認された。

会議回数	開催月	主な議事
第2回	平成26年 8月	現状確認
第3回	平成26年10月	現状確認
第4回	平成26年12月	現状分析と課題整理
第5回	平成27年 2月	現状分析と課題整理
第6回	平成27年 4月	現状分析と課題整理
第7回	平成27年 6月	解決策検討
第8回	平成27年 8月	解決策検討
第9回	平成27年10月	解決策検討
第10回	平成27年12月	解決策検討
第11回	平成28年 2月	報告書(案)検討
第12回	平成28年 4月	報告書取りまとめ
第13回	平成28年 6月	報告書取りまとめ

平成28年7月 協議検討結果を市長へ報告

(5) その他

これから会議を開催していくに当たって、各委員から現時点における親亡き後等の問題の解決策の検討に対する思いが次のように語られ、次の会議にこれらを踏まえながら現状確認をしていくこととなった。

- 社会福祉の公正さという観点から、親亡き後等の問題の解決を検討していきたい。
- 家庭を自助、地域を共助としたとき、共助の在り方が大切になってくると思う。公にすると問題がある、公にしなければその人の福祉面が見

えない中で、地域は何もできないという現状があるのではないか。

今後は、各委員が本音で問題を出し合って、課題を見出し、市としてこの先どういう手だてができるのかということ。課題を一つでも解決していければという思いでいる。

- 知的障がいといっても一人ひとりによって様々な支援が必要だと思うが、特に重度の知的障がいのある人の保護者は、「私がいなくなったら、この子はだれが面倒をみるのだろうか」という気持ちが強い。施設があれば、100パーセントではないが、親も安心できると思う。

「長生きしなければいけない」とだれもが口癖のように言っているが、「この子はどうなるのだろうか」という不安が少しでもなくなるような方向にしていきたいと思う。

- 親亡き後等の問題が本当に解決できるような仕組みが別府市でできれば、障がいのある人が安心して暮らせる別府市になるのではないかと思う。ただ、その道のりというものは、大変な道のりであると感じている。2年間でどこまでできるかというのはわからないが、委員の皆さんと力を合わせて、ひとりでも安心して暮らせる地域づくりができればと考えている。

- こちらが手を差し伸べようとしても、「自分たちで何とかするからいいです」とおっしゃる方がいる。そう言われると、何かあったときにどうすればよいかというジレンマがある。そういう時にどうすればよいかをこれからの問題としたいと思う。

- 特に知的障がいのある人は、経験したことしかなかなか理解できない。経験したことがないことを想像するとか、総合的に判断したりすることが非常に難しい。知的障がいのある人を支える人がなくなった場合、どこで暮らすのかといったときに、例えば、離れたグループホームで暮らすとしたとき、収容するようにそこに入れられるというのは、本人にとってはパニックな状況でなかなか厳しいこと。こういったことに備えて、親も経験する、入所の経験をさせるといったことが重要となってくるのではないか。

収容ということではなくて、その人が主体的に生きていくような支えがあってはじめてその人が「暮らしができる」ということになると思う。何でも上から与えられて、生かされていくということではなくて、「その人なりに生きがいを持って、老いつつ生きる」というような、そういうふうになってほしいと思う。

老人介護というのは、例えば、子どもが親をみるとしたら、子どものほうが若いわけだから、ある程度親をみることができるとは思うが、障がい者の問題となると、高齢化した親がわが子の面倒をみるというのは大変。

そういったことを解決していかなければならないと思う。

- 自分の障がいにより、親亡き後のことは考えられない状況だが、親も健在なので、今しなければならぬ目の前のことをしっかり訓練していきたいと思う。
- この問題については、親だけでなく、子どもの問題でもあると思う。今は、三障がいひとくくりに行われている状況だが、この問題についてもひとくくりにするのであれば、基本的な指針というものができ上がらなければいけないと思う。ただ、それぞれの障がいのある人が求めているところは違うと思うので、はたしてそこまでできるのかという部分で心配もしているところ。

最近、成年後見制度の活用の範囲が広がったということで、では広がったところで実際にどうやって運用していくのかということも、この委員会で話し合われていくものと思う。

- これからいろいろな難題がでてくる中で、委員の皆さんと協力して解決していきたいと思う。
- 障がいの種類が違って、「親亡き後をどうすればいいのか」という思いは皆一緒ではないかと感じている。2年間という任期の中でどこまでできるのかという不安もありながら、この2年間の間にも親亡き後という方がでてくるわけだから、そういった方々にどういう支援が必要なのかを早急に決めなければいけないという思いもしている。

委員の皆さんの経験上のご意見などを聴きながら検討していければよいのではないかと。